

茨城県報

第 4 8 9 号

平成 5 年 10 月 12 日

火 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業振興課)	1
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	2
●道路の供用の開始(2件)(")	3

公 告

●県営土地改良事業計画(農地管理課)	4
●県営土地改良事業計画の変更(")	4
●基本測量の実施(用地課)	4
●公共測量の実施(")	5
●都市計画の図書の縦覧(6件)(都市計画課)	5
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	7

(収用委員会)

●土地収用法に基づく裁決書の正本の公示送達	8
-----------------------------	---

告 示

茨城県告示第1165号

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

緑 川 源 治

2 建物の名称及び所在地

メンズショップサム水戸店

水戸市見和3丁目180-1外

茨城県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沢水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字小場字上山 4559番36地先から	旧	メートル 最大 30.50 最小 22.00	メートル 34.50	
那珂郡大宮町大字小場字上山 4559番35地先まで	新	最大 30.50 最小 22.00	34.50	

茨城県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字馬立 1400番3地先から	旧	メートル 最大 16.2 最小 8.0	メートル 11.86	
岩井市大字馬立 875番1地先まで	新	最大 17.3 最小 13.0	11.86	歩道新設
岩井市大字馬立 875番1地先から	旧	最大 3.6 最小 3.6 最大 8.0	125	

岩井市大字馬立 8 8 6 番地先まで		最小	8.0	120	
	新	最大	13.0	120	歩道新設 道路敷交換
岩井市大字馬立 8 8 6 番地先から	旧	最大	8.0	215	
		最小	8.0		
岩井市大字馬立 8 0 2 番 1 地先まで	新	最大	13.0	215	歩道新設
		最小	13.0		

~~~~~  
茨城県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 5 年 10 月 12 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 須賀北埠頭線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字舟木 9 4 5 番 1 地先から  
鹿島郡鹿島町大字舟木 8 1 8 番 3 地先まで
- 3 供用開始の期間 平成 5 年 10 月 12 日

~~~~~  
茨城県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 5 年 10 月 12 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦岩井線
 - 2 供用開始の区間 岩井市大字馬立 1 2 8 1 番地先から
岩井市大字馬立 8 8 6 番地先まで
 - 3 供用開始の期間 平成 5 年 10 月 12 日
- ~~~~~

公 告

◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営本米崎地区土地改良事業（湛水防水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営本米崎地区土地改良事業（湛水防水）計画書写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 5 年 10 月 13 日から平成 5 年 11 月 10 日まで

3 縦 覧 の 場 所

那珂町役場

~~~~~

### ◎県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営瓜連地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営瓜連地区土地改良事業（区画整理）変更計画書写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 5 年 10 月 13 日から平成 5 年 11 月 10 日まで

3 縦 覧 の 場 所

瓜連町役場

那珂町役場

~~~~~

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 国土地理院

- 2 作 業 種 類 基本測量（湖沼調査）
- 3 作 業 期 間 平成 5 年 10 月 18 日から平成 5 年 10 月 28 日まで
- 4 作 業 区 域 外浪逆浦地区（茨城県鹿島郡鹿島町，神栖町，行方郡潮来町，千葉県佐原市，香取郡小見川町）

◎公共測量の実施

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 日本道路公団東京第一建設局川口工事事務所
- 2 作 業 種 類 公共測量（道路計画図作成）
- 3 作 業 期 間 平成 5 年 10 月 12 日から平成 6 年 1 月 4 日まで
- 4 作 業 区 域 水戸市，東茨城郡内原町，茨城町，西茨城郡友部町

◎都市計画の図書の縦覧

日立都市計画地区計画の変更に伴い，日立市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

水戸・勝田都市計画地区計画の変更に伴い，東海村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

水戸・勝田都市計画地区計画の変更に伴い，水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

大宮都市計画教育文化施設の決定に伴い、大宮町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を決定する土地の区域

大宮町文化教養施設

大宮町字中富の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

大宮都市計画用途地域の変更に伴い、大宮町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

水戸・勝田都市計画公園の変更に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する土地の区域

○ 2・2・050 見和 2 丁目児童公園

水戸市見和 2 丁目の一部

○ 2・2・051 元吉田古宿児童公園

水戸市元吉田町字原の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 5 年 10 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市中央4丁目12番1, 同番2

- 2 事業主の住所及び氏名

牛久市柏田町3331番地

桜井りき

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町阿見字京田5702番1, 5703番4

- 2 事業主の住所及び氏名

土浦市川口1丁目10番5号

株式会社 協栄工務店

代表取締役 佐藤是和

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市井野字下沼3569番1, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17

- 2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市左貫3丁目14番地13

株式会社 桜井

代表取締役 桜井栄二

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市大字大山字上耕地1524番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 1526番2, 1529番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6

- 2 事業主の住所及び氏名

古河市大字大山1529番地

秋庭彰

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字西牛谷字早稲田1078番1, 1080番1, 1081番, 1082番, 1

083番1, 1084番1, 字新田1190番1, 1191番2, 同番7

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字西牛谷1260番地

長 浜 亮 一

（収 用 委 員 会）

◎土地収用法に基づく裁決書の正体の公示送達

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき送達すべき次に掲げる書類は、茨城県収用委員会事務局（茨城県総務部総務課（水戸市三の丸1丁目5番38号）内）において保管してあるので、次に掲げる者は、出頭のうえその交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成5年11月2日をもって送達があったものとみなされます。

平成5年10月12日

茨城県収用委員会会長 関 谷 信 夫

1 送達すべき書類の名称

茨城県収用委員会が平成5年10月12日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

2 送付を受けるべき者（岩井市幸田字中山1356番, 1364番1及び1364番3の土地の所有者）の住所及び氏名

住所不明 小 林 佐 助

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)